

令和7年11月18日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の2第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
一宮支店	愛知県一宮市本町 3-1-1	愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-3JR ゲートタワー 28F（名古屋駅前支店内）	令和7年11月17日
釧路支店	北海道釧路市北大通 7-2	北海道帯広市西二条南 10-17-1（帯広支店内）	令和7年11月17日

（2）変更の理由

営業所の移転のため